

**「民事訴訟法改正要綱中間試案」**

**に対する意見書**

2002年7月19日

日本弁護士連合会

# 目 次

はじめに .....	1
第 1 計画審理	
1 裁判所及び当事者の責務 .....	2
2 審理の計画を策定すべき事件 .....	2
3 審理の計画の内容 .....	3
4 審理の計画の効力 .....	4
第 2 証拠収集等の手続の拡充	
1 提訴予告通知制度 .....	6
2 訴えの提起前における当事者照会 .....	10
3 訴えの提起前における証拠収集手続 .....	11
第 3 専門訴訟への対応の強化	
1 専門委員 .....	15
2 鑑定 .....	19
3 特許権等に関する訴えの専属管轄化 .....	21
第 4 簡易裁判所の機能の充実	
1 少額訴訟に関する特則 .....	27
2 和解に代わる決定 .....	28
第 5 裁判所への情報通信技術（ＩＴ）の導入 .....	29
第 6 その他	
1 電話会議システムを利用した弁論準備手続期日における和解等 .....	29
2 受命裁判官による文書の証拠調べ .....	30

## はじめに

司法制度改革審議会の最終意見書（以下、「改革審意見書」という。）が司法制度の改革に関し、国民が利用者として容易に司法へアクセスすることができ、多様なニーズに応じて充実・迅速かつ実効的な司法救済を得られるような制度の実現を提言したのを受け、法制審議会民事・人事訴訟法部会が民事訴訟手続の改革について、精力的な審議を経て要綱中間試案を公表し、広範な国民の意見を受け止める機会が設けられた。

改革審意見書は、民事訴訟手続の改革の前提として、司法の人的基盤の拡充に関し、高度の専門的な法的知識を有し、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をして活躍する法曹を確保することと、司法手続への国民の参加に関し、国民の一定の訴訟手続への参加をはじめとする各種の関与を通じて国民が司法への理解を深め、国民が司法を支えるようになることを提言している。このような構想が実現し、司法が量的にも質的にもより充実することなしに、民事訴訟手続の改革を実現するのは著しく困難である。

要綱中間試案に対する本意見書は、改革審意見書が提言する司法制度改革の全体像の実現を前提として、要綱中間試案を検討したものであることを強調しておきたい。せっかく、計画審理や、専門訴訟手続の改革が実現しても、かかる前提の実現なしには、充実・迅速かつ実効的な司法救済という目的を達成できないからである。

## 第1 計画審理

### 1 裁判所及び当事者の責務

裁判所及び当事者は、民事訴訟が計画的に進行されるよう努めなければならないものとする。

#### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方方に賛成する。

#### 〔理由〕

充実した適正・迅速な審理が実現されるために、裁判所及び当事者が民事訴訟を計画的に進行させる一般的な責務を負うとする努力規定を設けることについて、特に異論はない。

### 2 審理の計画を策定すべき事件

裁判所は、事件が複雑であるなどその適正かつ迅速な審理の実現のために審理の計画を定める必要があると認められるときは、当事者双方との間で、審理の計画を定めるための協議をし、その結果に基づいて審理の計画を定めなければならないものとする。

#### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方方に賛成する。

#### 〔理由〕

新民事訴訟法の制定及びその後の運用によって、一般的な事件の審理期間は短縮されてきているので、すべての事件について必ず審理の計画を定めなければならないということはない。

しかし、事件が複雑である場合などに、従来漂流型審理と呼ばれていたような審理に陥る可能性がある。そのような事件については、充実した審理を適正かつ迅速に行うために、審理の計画を必ず定めるものとすることは、意義があると考える。

なお、証拠偏在型の訴訟においては、証拠収集に要する時間を十分見込んだ計画を定めるべきである。

また、審理の計画が実効性を有するためには、裁判所と当事者とが協議のうえ、共同作業により審理の計画を定めることが重要であり、この計画策定に際

して裁判所は当事者の意向を十分に尊重するべきである（万一協議が調わない場合であっても同様である）。

### 3 審理の計画の内容

2 の審理の計画には、争点及び証拠の整理を行う期間、証人及び当事者本人の尋問を行う期間、審理の終期その他民事訴訟が計画的に行われるために必要な事項を定めなければならないものとする。

#### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。

#### 〔理由〕

計画の対象となる「審理」は、少なくともここで挙げられている事項に整理できると考えられる。

（注1）審理の計画において、「判決の言渡し時期」を定めるものとする考え方については、なお検討する。

#### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。

#### 〔理由〕

当事者にとって「判決の言渡し時期」は最大の関心事といつても過言ではない。法251条1項により判決言渡し時期が定まるものとしても、審理の結果が出される時期を明示することは当然である。

言渡し期日の追って指定や、言渡し期日の延期をできるだけ避けるためにも判決言渡し期日を定めることは必要である。

なお、和解による解決があるので判決言渡し時期を定めるのは適切でないとの反対論があるが、審理の計画は審理の進行に応じて柔軟に変更されるべきものであるから、審理の当初に判決言渡し時期を明示するのは他の事項について時期を明示するのと何ら変わりがない。和解の必要が生じたら計画を変更すればよいのであって、判決の言渡し時期のみを、和解による解決を理由に審理の計画の対象外とする理由はない。

(注2)裁判所は、審理の進行に応じて審理の計画をより具体化するなど、これを変更する必要が生じたときは、改めて当事者双方との間で協議をし、その結果に基づいてこれを変更することができるものとする。

#### [意見]

要綱中間試案の考え方に対する賛成です。

ただし、「審理の計画をより具体化する」という例示は狭すぎる。審理の進行に応じて適宜審理の計画を見直し、審理の期間の変更や審理の計画の具体化などを行えるという内容にすべきである。

また、当事者も審理の計画の変更を求めることが求めるとすべきである。

#### [理由]

審理の計画の策定には、裁判所と当事者が十分な協議を行い、当該事件につきどのように審理を進めるかの認識を共通にすることで、裁判所及び当事者が協力して審理を進めやすくなるという意義がある。

このような計画審理の利点を実現するには、審理の計画の策定時はもちろん、審理全体を、裁判所と当事者との間で十分な協議を行う必要がある。

また、訴訟手続は流動的であるから、審理の計画を柔軟に変更しあるいは具体化していくものであるとの前提でなければ、審理計画を策定すること自体が困難となる。

計画時には想定できなかった事情が生じた場合などにも変更が認められるべきであって、「審理の計画をより具体化する」という例示は狭きにすぎない。審理の進行に応じて、適宜審理の計画を見直し、審理の期間の変更や審理の計画の具体化などを行えるという内容にすべきである。特に証拠偏在型の訴訟においては、証拠収集が計画どおり実現しないことが十分考えられ、また、収集した証拠に基づき主張や立証の変更が必要となることもあるので、このような事態に応じた計画の柔軟な見直しが重要である。

## 4 審理の計画の効力

A案 2の審理の計画が定められている場合において、裁判所又は裁判長が特定の事項に関する攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定めたときに、当事者が当該期間を経過した後に提出した当該攻撃又は防御の方法については、これを提出したことにより当該審理の計画の遂行に支障を

来るおそれがあると認めたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で却下の決定をすることができるものとする。ただし、その当事者が当該期間内にこれを提出することができなかつたことについてやむを得ない事由があることを疎明した場合はこの限りでないものとする。

B案 A案の期間を経過した後に当事者が提出した当該攻撃又は防御の方法の却下については、時機に後れて提出された攻撃又は防御の方法の却下についての一般的規定（法157条1項）の適用によるものとする。

〔意見〕

B案に賛成する。

〔理由〕

新民事訴訟法の制定の際に失権効の是非が議論されたが、その弊害を考慮し、特定の攻撃防御方法の提出時期を定める裁定期間や争点整理手続の終了について、失権効は付されないことになった。

新民事訴訟法による失権効のない争点整理手続は概ねうまく運用されており、高く評価されている。

また、失権効を意識すると審理の計画が策定しにくくなるなどの弊害も多いし、当事者との協議により当事者の納得の上で行う計画審理の考え方は法157条のほかに特別な失権効の規定を設けることはなじまない。

不誠実な当事者には法157条の適用によって対処すれば足りる。

（注1）裁判所は、当事者の意見を聴いて、2の審理の計画に定められた「争点及び証拠の整理を行う期間」（争点整理期間）を確定させる旨の裁判をすることができるものとし、当事者が確定された争点整理期間を経過した後に提出した攻撃又は防御の方法については、当該期間内にこれを提出することができなかつたことについてやむを得ない事由があることを疎明しない限り、これを却下することができるものとする考え方については、なお検討する。

〔意見〕

要綱中間試案の考え方方に反対する。

〔理由〕

4の本文について述べたものと同様のことが指摘できる。

適切な時期に攻撃防御方法を提出しない場合は、法157条1項の適用によ

って対処すれば足りると考えられる。

また、争点整理手続の終了には説明義務という効果が付与されている（法167条、174条、178条）が、これとも整合性を有しない。

（注2）特定の事項に関する攻撃又は防御の方法を提出すべき期間が定められている場合において、当事者が当該期間を経過した後に当該攻撃又は防御の方法を提出したことにより2の審理の計画の遂行を妨げ、訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、訴訟費用の一部（ただし、遅滞によって生じたものではないと認められる訴訟費用を除く。）を負担させができるものとする考え方については、なお検討する。

#### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。

ただし、弁護士費用の訴訟費用化には反対する。

#### 〔理由〕

運用上の困難があるとされる法63条について、適切な運用を行いやすくすることは、審理の計画を実効性あるものとするための手立ての一つとして認めてよいと考える。

なお、弁護士費用の一般的な訴訟費用化を念頭に置いたものと受け止める余地がないわけではないが、弁護士費用を一般的に訴訟費用化することは大きな問題であって賛成できない（改革審意見書も弁護士費用を一般的に訴訟費用化すべきであるとは述べていない）。

## 第2 証拠収集等の手続の拡充

### 1 提訴予告通知制度

訴えの提起をしようとする者が当該訴えの相手方となるべき者に対して当該訴えの提起を予告する旨の書面による通知（以下「提訴予告通知」という。）をしたときは、提訴予告通知をした者（以下「通知者」という。）及び提訴予告通知を受けた者（以下「被通知者」という。）は、2以下の証拠収集等の手続を利用できるものとする。

#### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。

なお、これまで、証拠保全制度が柔軟に運用され、医療事件におけるカルテの保全などが、スムーズに行われてきている。今回の提訴予告制度及び証拠収集手続の創設によって、これまで円滑に行われてきた証拠保全制度の運用が制限されることがないようにしなければならない。

#### 〔理由〕

提訴予告通知制度、提訴前の証拠収集等の手続は、提訴前の当事者間のやりとりや証拠収集により、提訴前の訴訟準備を促進し、提訴後の争点整理や計画審理がスムーズに行われるようになり、提訴に不可欠な資料あるいは提訴をすべきか否かの判断に必要な情報や資料を収集することにより、提訴あるいは提訴の是非の判断を容易にし、さらには 提訴前の相対交渉による解決を促進することが期待される。

(注1) 提訴予告通知の記載事項については、

- ア 提起しようとする訴えの請求の概要及び紛争の要点（法272条、民事調停規則2条参照），
  - イ 訴えの提起をする旨の告知
- で足りるものとするとの考え方も含め、なお検討する。

#### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。

ただし、イについては、「訴えの提起を予定している旨の告知」の程度で足りるとすべきである。

また、相手方に一定の教示をする必要があり、その教示を明確に示す手当の検討が必要であろう。

#### 〔理由〕

ア程度の記載は、可能であり、かつ、提訴予告として必要な事項である。

イについては、確定的な提訴意思があると受け取られることは、必ずしも、通知人の意思に合致しないので、「訴えの提起を予定している旨の告知」で足りるとすべきである。

(注2) 提訴予告通知がされた場合の効果については、例えば、

- ア 証拠収集等の手続の利用を一定期間内に限るものとする考え方，
- イ 証拠収集等の手續が行われた場合には通知者は訴えの提起についての意向を改めて明らかにすべきものとする考え方，

ウ 証拠収集等の手続に要した費用を訴訟費用とする余地を認めるものとする  
考え方  
も含め、なお検討する。

〔意見〕

要綱中間試案の考え方方に基本的に賛成する。

ただし、

- ア 当事者照会及び証拠収集手続の申立ては、提訴予告通知から6ヶ月程度の期間内に行われることを原則とし、被通知人の同意がある場合と、被通知人の対応の著しい遅滞などの事由がある場合には、10ヶ月程度の期間まで行うことができるものとすべきと考える。
- イ 被通知人から、通知人の提訴の意向について回答を求められた場合に、回答すべきこととする。
- ウ 訴訟費用とする余地を認めることに賛成であるが、どのような場合に、どのような費用を、どのような範囲で訴訟費用とするのかなどの点について慎重な検討を要する。

〔理由〕

ア 被通知人の地位の安定のためには、一定の期間的制限があることが望ましいが、あまり限定的になると、提訴予告通知の利用自体が抑制されるおそれもあるため、6ヶ月程度に限定することを原則とすべきである。

もっとも、期間を限定するのは被通知人の利益を保護するためであるから、被通知人が同意する場合、被通知人の回答の遅延等などにより期間限定による保護を与える必要性が低い場合には、期間の延長が出来るものとしてよいのではないかと考える。

イ 提訴予告通知がなされたにもかかわらず、提訴がされるのか否か分からぬい状態が継続するのは被通知人の立場を不安定にするので、被通知人が提訴の意向について回答を求められた場合は通知人はその意向を回答しなければならないとすべきである。

ウ 提訴前の証拠収集に要した費用を訴訟費用化する場合には、収集された資料が証拠として使用された場合に限られることになると考えられるが、どのような場合に、どのような費用を、どのような範囲で訴訟費用とするかについて慎重な検討を要する。

(注3) 被通知者が証拠収集等の手続を利用する場合には、

ア 被通知者があらかじめ提訴予告通知に対する回答を書面でしたことを要件

とするか否か、  
イ これを要件とする場合に、どのような事項を当該書面の記載事項とすべきか  
については、なお検討する。

〔意見〕

アについては、賛成する。  
イについては、請求の概要及び紛争の要点に対する回答を記載するものとすべきである。

〔理由〕

提訴予告通知制度は、訴え提起前に当事者間でやりとりをし、提訴前の訴訟準備を促進しようとするものであるから、被通知者には請求の概要及び紛争の要点に対する回答義務を課すべきであり、少なくとも被通知者が証拠収集等の手続を利用できるのは、そのような回答をした場合に限るべきである。提訴予告通知に対し回答しない被通知者が、通知者に対し自分が主張立証責任を負う事項について照会したり、証拠収集手続を利用できるというのは不合理である。

(注4) 通知者及び被通知者は、必ず訴訟代理人となりうる弁護士等を代理人として提訴予告通知及びこれに対する回答並びに証拠収集等の手続における申立て等を行わなければならないものとする考え方については、なお検討する。

〔意見〕

提訴予告通知、証拠収集手続等の申立て等は弁護士等を代理人として行わなければならないとすることに賛成であるが、回答については慎重な検討を要する。

〔理由〕

提訴予告通知は準訴訟係属状態を生じさせ、それに続く当事者照会や証拠収集手続の申立ては、準訴訟係属状態を前提に行われるものであるが、提訴後と異なり、裁判所の関与が極めて限定されているうえ、被通知人や証拠所持者に与える影響が強く、入手した資料等の利用の仕方を含め、濫用の防止を図らなければならない。そのためには、職業倫理遵守義務を課せられた弁護士等によることが望ましい。

なお、提訴予告通知の段階は、内容証明による請求等とさほど異ならず本人ができるとすべきであるとする考え方もあり得るが、提訴予告通知自体の濫用

も考えられ、また通知はその後の当事者照会や証拠収集手続の前提となるものであることから、通知の段階から弁護士等を付すことが要請される。

また、このようにしても、訴え提起そのものではないので、本人訴訟の可能性を狭めることにはならない。

被通知者本人による回答については、必ず弁護士を付さなければならぬとしたのでは、提訴予告通知制度は、実効性を欠くことになるおそれがあるので、慎重な検討を要する。

## 2 訴えの提起前における当事者照会

通知者又は被通知者は、相手方に対し、訴えが提起された場合の主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるものとする（法163条参照）

### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。

### 〔理由〕

実効性の問題があるが、費用の掛からない「事実主張や証拠提出の準備方法」として認めるべきである。

（注）通知者が被通知者に対して照会をする場合には、ア被通知者が照会に応ずるとの書面による同意をすることを要件とするか否か、イ被通知者が照会に応じないと書面による拒絶をしないことを要件とするか否かについては、なお検討する。

### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方反対する。

ア、イの要件は不要とすべきである。

### 〔理由〕

提訴予告通知によって、訴訟準備のための準訴訟係属状態が生じ、被通知者に回答義務が発生すると考えることができるので、ア、イの要件は不要とすべきである。相手方（被通知者）の同意又は非拒絶を要件とするのであれば、事実上の照会で足りる。

提訴前の当事者照会制度を設ける意味は、具体的なサンクションはないが、相手方に回答義務を負わせることによって、提訴前の準備を促進させるところにある。

### 3 訴えの提起前における証拠収集手続

#### (1) 文書の送付の嘱託

裁判所は、通知者又は被通知者の申立てにより、一定の要件((注)参照)の下で、文書の送付を嘱託することができる手続を設けるものとする。

#### [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

#### [理由]

裁判所から文書送付嘱託をすることは、その回答が期待されることから、訴え提起前の証拠収集手続として、訴訟準備に資する。

(注)文書の送付の嘱託又は後記(2)の調査の嘱託の申立ての要件については、例えば、申立てに係る文書等が請求の理由の存否に係る証拠となるべきものであることが争点及び証拠の整理を行わなくとも明らかで、かつ、これを自ら収集することが困難であることを要するものとする考え方も含め、なお検討する。

#### [意見]

要綱中間試案の、申立ての要件を検討することには賛成する。

#### [理由]

裁判所が文書の送付や調査の嘱託を求めるのであるから、一定の要件が当然必要であり、訴え提起前であることから、(注)にある程度の要件は必要と考える。ただし、消費者訴訟等では、当事者が取引関係書類を紛失している場合があり、「自ら収集することが困難」は、このような場合も含むものとする必要がある。また、嘱託の結果は、相手方もこれを利用できるようにすべきである。

なお、「文書が請求に関連する」程度の要件とし、後者の要件を削除すべきとの意見、要件の存否について裁判所が判断をするについては、相手方(通

知者・は被通知者)の意見を聞くものとすべきであるとの意見,もある。

(2) 調査の嘱託

裁判所は,通知者又は被通知者の申立てにより,一定の要件((1)(注)参照)の下で,調査を嘱託することができる手続を設けるものとする

[意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

[理由]

裁判所から調査嘱託をすることは,その回答が期待されることから,訴え提起前の証拠収集手続として,実効性が高い。

特に,文書送付嘱託は文書に限られるが,調査嘱託では文書を特定することなく情報を直接尋ねることができるから,この制度の利用価値は高い。

(注)この制度の導入に当たっては,これが訴え提起前の手続であることにかんがみ,濫用的な申立てを防止することが必要であることから,そのための手当てが必要と思われるが,その方法については,調査事項の範囲を限定することを含め,なお検討する。

[意見]

濫用的申立てを防止することが必要であることには賛成する。しかし,そのために調査事項の範囲を限定することが妥当であるか,また,一義的に限定することが可能であるかについて慎重に検討すべきである。

[理由]

提訴後の調査嘱託では,公法上の義務があり,提訴前においても,同様な公法上の義務があるとする以上,濫用的申立てにならないように手当が必要である。

しかし,調査嘱託ができる事項をあらかじめ法で限定することが妥当であるか,また,一義的に定めることができるか疑問があり,慎重な検討を要する。

(3) 判定の嘱託

裁判所は,通知者又は被通知者の申立てにより,一定の要件(注)

参照)の下で、専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託することができる手続を設けるものとする。

### [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

ただし、たとえば、医師にレントゲン写真やM R I・C Tなどの画像を解析してもらうとか、建築紛争事件で、建築士に対象となる建築物の基礎の形状、壁内部筋交いの施工状況、補強金具の施工状況などを確認してもらうなど、客観的事実を確定する場合に限定すべきである。

また、十分な資料に基づいて行われるために、判定の嘱託を受けた専門家が、意見を述べるために必要と判断した資料の提供を当事者に求めることができるようすることも検討すべきである。

### [理由]

専門的知識経験に基づく意見の陳述を求めることができれば、争点が絞られることにより、提訴後の審理の促進や提訴前の紛争解決に繋がる。特に、私的鑑定人等の確保の難しい当事者にとって、判定人を確保できるメリットは大きい。

しかしながら、判定は、提訴前に一方当事者の申立てにより行われるものであり、必ずしも、十分な情報交換や争点整理がされているとは限らない場面で用いられる。相手方への通知や、立会権は出来る限り保障すべきだが、提訴後の鑑定とは異なることを考えると、活用できる場面は自ずと限定される。また、裁判所が嘱託した判定の結果であることから、提訴後の有力な証拠となることが考えられる。したがって、簡便な事項の判断に止めるべきである。

なお、ドイツでは、独立証拠調べにおける書面鑑定制度があり、主に建築関係訴訟の分野で機能していると言われている。これは、適切な能力と公平性を備えた鑑定人を選任するシステムや鑑定人の権限が大きいことに負うところが大きいとされる。かかるシステム整備等を判定の嘱託の制度の導入においても検討していくべきであろう。

(注 ) 判定の嘱託の申立ての要件については、(1)(注 )と同様の要件に加え、嘱託を受ける者の負担等を考慮してどのような要件を課すものとするのかについて、なお検討する。

### [意見]

要綱中間試案の考え方方に賛成する。

また、判定結果が将来証拠となりうることから、相手方の利益を考慮する必要があり、判定嘱託の通知や、事案によっては立会権を認める必要がある。

〔理由〕

訴え提起前に裁判所が判定の嘱託を行うのであるから、一定の要件のもとに判定の嘱託手続が用いられるようにすべきである。

(4) 現地調査手続

裁判所は、通知者又は被通知者の申立てにより、一定の要件（（注）参照）の下で、執行官に対し、紛争の現場の状況の調査を命ずることができる手続を設けるものとする。

〔意見〕

要綱中間試案の考え方方に賛成する。

ただし、相手方の立会権を保障すべきである。

〔理由〕

不動産の状態など、執行官が紛争の現場の状況を調査することで、争点が絞られ、提訴後の審理の促進に繋がる事案がある。

将来証拠となることを考えると、相手方当事者に立会う機会を保障する必要がある。

（注）現地調査手続の申立ての要件については、(1)（注）と同様の要件も含めどのような要件を課すものとするのかについては、なお検討する。

〔意見〕

要綱中間試案の考え方方に賛成する。

〔理由〕

訴え提起前に、裁判所が命じて行う手続であるから、一定の要件を必要とすることは当然である。

### 第3 専門訴訟への対応の強化

#### 1 専門委員

##### (1) 専門委員からの意見聴取等

###### A案

裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うに当たり専門的な知識経験が必要であると認めるときは、当事者の意見を聴いて、

- ア 当事者双方が立ち会うことができる期日において、専門委員の専門的な知識経験に基づく意見を聞くことができるものとする。
- イ 専門委員に対し、特定の事項についての調査を命ずることができるものとする。

(注) イにおいては、専門委員は、調査の結果を書面で裁判所に報告しなければならないものとし、裁判所は、当該書面の写しを当事者双方に送付しなければならないものとする。

###### B案

ア A案(ア, イ)と同じ。

イ 裁判所は、証拠調べを行うに当たり専門的な知識経験が必要であると認めるときは、当事者の意見を聴いて、証拠調べを行う期日に専門委員を立ち会わせることができるものとし、この場合において、専門委員は裁判長の許可を得て、証人、当事者本人又は鑑定人に対して直接発問をすることができるものとする。

ウ 裁判所は、和解を試みるに当たり専門的な知識経験が必要であると認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者双方が立ち会うことができる期日において、専門委員の専門的な知識経験に基づく意見を聞くことができるものとする。

###### C-1案

A案において専門委員の事件への関与を認めるに当たり、当事者の意見を聴くことを要件としているのを、これに代えて、当事者の同意を得ることを要件とする案。

###### C-2案

B案において専門委員の事件への関与を認めるに当たり、当事者の意見

を聴くことを要件としているのを，これに代えて，当事者の同意を得ることを要件とする案。

(注1) C-1案及びC-2案については，各案が認める関与方法の一部についてのみ当事者の同意を得ることを要件とする案も考えられるので，これらの案についても，なお検討するものとする。

(注2) 専門委員は，裁判所及び当事者双方との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって意見を述べることができるものとする。

#### [意見]

「当事者の意見を聴いて」とするA案・B案に反対し，「当事者の同意を得ることを要件とするC-1案に賛成する。

ただし，アに限るものとし，イについては，「当事者の同意」を要件としたうえで，「特定の事項に関する文献の所在」に限定するべきである。

#### [理由]

1 専門委員制度の導入であるが，医事関係事件や建築関係事件等のいわゆる専門的知見を要する事件については，審理に特に長時間をする傾向があること，その原因として，争点を整理するに当たり，専門的知見を必要とするために困難を伴い，争点整理段階で相当の時間を要していることが指摘されていることを踏まえると，そのような場面において，専門家の関与を得る必要性は肯定できる。しかし，対立当事者間において主張・立証を尽くす中から真実を究明して法律関係を確定しようとする民事訴訟の対審構造からすれば，専門的知見を要する事件においても，専門的知見に関する主張・立証するのは，まず当事者であり，あくまで専門委員は当事者が専門的知見を主張・立証できない場合の例外的制度であることに留意しなければならない。また，医事関係事件への専門委員の導入には，同事件の現状を踏まえた説得力ある反対論が強いことを忘れてはならない。

2 裁判所が専門委員を関与させるにあたり，当事者の意向をどの程度反映させる必要があるのかという問題は，C-1案のように当事者の同意を要するとすべきである。

専門委員は，鑑定人と異なり，反対尋問にさらされることなく，裁判官の意見に重大な影響を与える立場にあることから，その導入には慎重を期すべきである。専門的知識は，上記1のとおり，民事訴訟における当事者主義からすれば，本来両当事者が準備すべき事項であるから，当事者が専門家の助力を得られず，両当事者が積極的に専門委員の選任を求めた場合にはじめて，当事者の主張や証拠提出を援助するため，裁判所が専門家の意見を聴取でき

ると考えるべきだからである。

3 専門委員の権限の範囲は、公正・妥当な裁判のために、一定の制限を設けるべきである。専門委員は、裁判所の助言者としての立場で、審理に関与する者ではあるが、裁判官には専門的知見が不足しており、それを補うために専門委員制度が導入されるという経緯を鑑みると、専門委員の意見が裁判官の判断に実際上大きな影響を及ぼすことは避けられない。特に、専門家によって意見が異なることは、通常の事件であってもよくあることであることを考慮すると、そのような場合に、特定の専門委員の意見に裁判官が強い影響を受けることは弊害が大きいからである。

(1) 「争点若しくは証拠の整理又は訴訟の進行に關し、必要な事項についての協議」の場面に限定すべきである。その理由は、以下のとおり。

専門的知見を要する事件において審理が長期化するのは、専門的知見が不足するが故に、争点整理に相当の期間を要することに原因があるとすれば、審理の充実・迅速のためには、争点整理に専門家の関与を認めれば足りる。

専門委員の関与を得て充実した争点整理を行えば、証拠調べや和解の段階で、専門委員の助力を得る必要は基本的にはないはずである。

(2) イの「調査」は、実質的に鑑定を実施することになりかねず、専門委員制度の枠を超えている。また、アの「意見」の開陳の前提としての「調査」であればアの項目で賄えることがあるので、イは不要であり、この項目ははずすべきである。認めるとしても、「当事者の同意」を要件とした上で、補足説明で例示している「特定の事項に関する文献の所在」に限定し、専門委員から提出された報告書を当事者双方に送付すべきである。

(3) 具体的な事件の審理の状況に適切に対応するためには、より広い専門委員の関与を認めることが相当であるとの立場にたつB案には、反対である。専門委員が証拠調べに立ち会い、証人等に発問できる、あるいは和解期日において意見を述べるとなると、専門委員が実質的に争点に対する判断を示すことになることは避けられない。証拠調べや和解は、争点整理が終わった後の段階である。そこで、何か調査を要する事項が出てくれば、訴訟関係者が調査をすべきである。

(4) なお、専門委員はあくまでも裁判官の知識補充にのみ利用されるべきであり、実質的に専門委員による裁判が行われるようなことがあってはならない。そこで、裁判官は専門委員に対し、争点に対する判断を聴取してはならず、専門委員は裁判官に対し、争点に対する判断を述べてはならないとの規定を設けるべきである。

## [補足]

専門性の種類に応じた専門委員の制度の導入のあり方を問うべきである。

改革審意見書は、「それぞれの専門性の種類に応じて個別の導入のあり方を検討すべきである」とし、「医事関係事件への導入については、(中略)問題点を十分踏まえて検討する必要がある」としており、現に医療関係事件への専門委員制度の導入には反対意見が強いことに十分配慮すべきである。

これに対し、両当事者が高度の専門的知見を有する知的財産権事件については、調査官制度の透明性を高め、さらには明確なルールの下に専門的知見を有する者が、現在の調査官より大きな役割が果たせるような専門委員制度を志向すべきである。

### (2) 専門委員の指定

裁判所は、当事者の意見を聴いて、事件に関与させるべき専門委員を指定するものとする。

## [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

なお、弁護士、専門家（医師、建築士、弁理士等）などの第三者が加わった委員会が作成した複数の専門委員候補者名簿の中から、「中立・公平・適格な」専門家を指定するものとすべきである。その際、裁判所から候補者リストを当事者双方に開示し、当該候補者の専門分野・経歴・経験・業務上の取引先等の詳細な情報を明らかにし、当事者から候補者への質問の機会を与えるべきである。

## [理由]

専門委員の中立・公平性と並んで、専門家としての適格性を確保する必要がある。

要綱中間試案は、中立で公平な専門委員の選任のために、当事者の意見を聞くこととしているが、中立・公平と同等に適格（当該事件に必要な専門的知見を有しているという趣旨）も、専門委員に求められる資質である。そこで、第三者が加わった委員会が作成した複数の専門委員候補者名簿の中から、上記3点を当事者に保障したうえで、「中立・公平・適格な」専門家を指定するものとするべきである。

(注) 裁判官の除斥・忌避に関する法23条から26条までの規定を専門委員について準用するものとする考え方については、なお検討する。

#### [意見]

中立で公平な専門委員の選任をすることに配慮したものであり、その点については、要綱中間試案の考え方賛成する。また、専門委員の「中立性・公平性・適格性」が失われたときは、当事者の申立てまたは職権により専門委員の指定を取り消すことができるものとすべきである。

#### [理由]

中立で公平かつ適格な専門委員というとき、裁判官の除斥・忌避の準用だけで十分とはいえない。一度指定した専門委員でも、その指定を取り消すことができる制度のほうが、専門委員の場合は相応しいものと考える。

(後注) 専門委員の任免及び手当の在り方については、なお検討する。

#### [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

#### [理由]

裁判所及び代理人に不足している専門的知見の補充を、第三者の専門家に依頼する以上、それに相応しい報酬を支払うべきである。

これまでの、調停委員や司法委員に支払われているような日当的なものは相応しくない。

## 2 鑑定

### (1) 鑑定人に対する質問

ア 裁判所は、鑑定人に書面で意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にするため必要があると認めるときは、そのために必要と認める事項について、申立てにより又は職権で、更に書面又は口頭で意見を述べさせることができるものとする。

(注) 裁判所は、鑑定書が提出された後に進行協議期日等を利用して、鑑定人に更に意見を述べさせる事項について当事者双方との間で協議をできるものとする。

イ アにより鑑定人が更に口頭で意見を述べる場合には、裁判所は、まず鑑定人に意見を述べさせるものとする。

ウ イの場合において、鑑定人に対する質問は、裁判長、その鑑定の申出をした当事者、他の当事者の順序でするものとし、裁判長は、適當と認めるときは、この順序を変更することができるものとする。

(注) ウの場合における当事者から鑑定人に対する質問の方式については、いわゆる一問一答方式(民事訴訟規則115条1項参照)による必要がないものとすることを含め、所要の手当てをするものとする。

(後注) いわゆる口頭鑑定による場合の取扱いについて

ア 裁判所が鑑定人に当初口頭で意見を述べさせる場合についても、本文イ、ウと同様とするものとする。

イ 裁判所が鑑定人に当初口頭で意見を述べさせた場合において、当該意見を明瞭にする必要があると認めるときも、本文アからウまでと同様とするものとする。

#### [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

#### [理由]

鑑定人に対する質問は、鑑定内容をより明確にし、あるいは、疑問点をただして信用性を吟味するために行われるものであり、証人尋問において証人が過去に体験した事実について尋問が行われることとは異なることから、鑑定人に対する質問として相応しい規定を設けることは、特に異論はない。

しかし、鑑定意見につき、その矛盾や不合理な点を弾劾する必要性があることはいうまでもないことである。そして、通常の交互尋問の一問一答式の質問方法だけが唯一の質問方法ではないが、この方法が弾劾の方法として効果的であることも事実である。尋問者に節度ある尋問が求められるのは当然であるが、当事者の尋問を過度に制限するとか、裁判所の尋問を常に主とするとか、鑑定人の尋問には交互尋問方式は一切適用しないことは妥当ではない。また、医事事件において鑑定人尋問を採用しない方向での実務が、今回の改正を機に、一層進むことのないように望むものである。今回の改正は、鑑定人に対する必要な質問が、それに相応しい形で行われるようにすることを目的とすべきである。

## (2) テレビ会議システムを利用した鑑定人の意見陳述

裁判所は、鑑定人に対して口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、鑑定人に意見を述べさせることができるものとする。

(後注1) 裁判長は、鑑定人に書面で意見を述べさせる場合には、鑑定人の意見を聴いて書面の提出期限を定めることができるものとする。

(後注2) 裁判所は、鑑定を命じた後に進行協議期日等を利用して、鑑定事項の内容及び鑑定資料等について当事者双方及び鑑定人との間で協議をすることができるものとする。

### [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

ただし、書証を示して鑑定人の意見を求めるには、テレビ会議システムより、鑑定人と同席しているほうがよりよい結果を得やすい。従って、当事者が鑑定人の所在地に出向く希望を有しているときは、できるだけ当事者の意向に従うようすべきである。

## 3 特許権等に関する訴えの専属管轄化

### (1) 特許権等に関する訴えの管轄

特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という。）について、法4条及び5条の規定により、東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所に管轄権が認められる場合には、東京地方裁判所の管轄に専属するものとし、大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所に管轄権が認められる場合には、大阪地方裁判所の管轄に専属するものとする。

(注1)著作権、商標権、意匠権及び不正競争防止法に関する訴えについても東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄に専属するものとする考え方については、

なお検討する。

#### 〔意見〕

「特許権等に関する訴え」につき、充実した審理を促進することには賛成する。しかし、そのための、東京地裁と大阪地裁の専属管轄化には反対する。  
せいぜい高等裁判所所在地に限る程度にすべきである。

#### 〔理由〕

「特許権等に関する訴え」について、裁判所の処理体制を強化すること自体には異論はない。しかし、これらの訴訟を東京・大阪両地裁へ専属管轄化することについては、以下に述べるとおり、「国民の裁判を受ける権利」の保障や「裁判所へのアクセス拡充」という基本理念に基づいて再考されるべきである。

1 専属管轄化は、地方在住者の裁判を受ける権利を侵害するおそれがあり。

「特許権等に関する訴え」について、新民事訴訟法は、当事者の地元の裁判所への訴訟提起が可能とともに、同法6条により東京・大阪両地裁への訴訟提起も可能とする、いわゆる競合管轄制度を採用した。

新民事訴訟法の制定時に、あえて採用しなかった専属管轄を、現時点で採用できるとする理由は見いだせない。

また、補足説明によれば、この競合管轄制度によって、平成13年には、特許権については85.0%，実用新案権については88.2%の事件が東京・大阪両地裁に提起されており、両地裁への集中化が図られているが、それでもなお、特許権については15.0%，実用新案権については11.8%の事件が、地方の裁判所に提起されている実情にある。

このことは、競合管轄制度の下でも、相当数の当事者が自らの意思によって地元の裁判所を選択している事実を示している。その理由には幾つかのものがあるが、最も大きな理由は、裁判所へ行くための交通費等の増加や時間の浪費、更には弁護士・弁理士との打ち合わせの便宜など、当事者の利害に基づくものである。

すなわち、地方在住者にとって、「訴訟を地元でできるか、東京・大阪まで行かなければならないか。」ということは、裁判所に行く交通費等の費用はもちろん、それに要する時間や労力に大きな差が生じる重要な事柄である。また、東京・大阪両地裁の専属管轄になった場合、必然的に東京・大阪の弁護士・弁理士に事件依頼をするケースが増えると考えられるが、そうなると弁護士・弁理士との打ち合わせに要する費用や労力も格段に増加する。

こうしたことは、係争額がそれほど大きくない事件の場合には、提訴するか

どうかについての決定的要素になり，当事者が訴訟提起を諦めざるを得ないケースが増加することとなるから，知的財産権関係訴訟の東京・大阪両地裁への専属管轄化は，東京・大阪以外の地方在住者の裁判を受ける権利を実質的に侵害するおそれが大きい。

## 2 専属管轄化は，裁判所へのアクセス拡充の理念に反する。

東京・大阪への専属管轄化の理由として，「特許権等に関する訴え」が専門的知見を要する事件であることを挙げているが，「特許権等に関する訴え」は，東京・大阪両地裁でしか処理できない特殊な事件ではない。

確かに，「特許権等に関する訴え」は一定の専門的知見を要するものであるが，専門的知見を必要とする事件は，医療過誤訴訟，公害訴訟，住宅紛争訴訟など，他にも例は多い。「特許権等に関する訴え」だけが，地方の裁判所では裁判をすることが困難であるという事実はない。

また，産業技術の専門化・細分化は著しく，いくら東京・大阪両地裁の処理体制を強化したとしても，それだけでは対応できるものではなく，結局，弁理士等の鑑定などの方法で専門家の協力を得て審理を行わざるを得ないが，こうした専門家は東京や大阪だけに居る訳ではない。更に言えば，「特許権等に関する訴え」については，当該事件について最も専門的な知識を有するのが当事者本人であることを忘れてはならない。

更に，最近では，東京・大阪を本拠とする大企業ではなく，むしろ地方に本社を置いたまま高度技術を武器に，国内・国外にビジネスを展開する小規模会社（いわゆるハイテクベンチャー企業）も多くなっており，今後，こうした会社が当事者になる事件は増えこそすれ減少することはないと考えられる。

以上の事実に照らし，「特許権等に関する訴え」の東京・大阪両地裁への専属管轄化は，2で述べたことと併せて，「裁判所へのアクセス拡充」の理念に反するものである。

## 3 専属管轄化は，地方から知的財産権関係訴訟を扱える専門家を消滅させることになり，知的財産権の健全な育成や地域産業の振興をも阻害しかねない。

前述のとおり，「特許権等に関する訴え」が東京・大阪両地裁へ専属管轄化された場合，当事者が東京・大阪の弁護士・弁理士に事件依頼するケースが大幅に増加することが予想される。

専門的な職務は，当事者からの依頼があって初めて成り立つものであり，また実際の事件を遂行する中で知識・経験も身につくものであることは言うまでもないところであり，もし専属管轄化がされた場合には，東京・大阪以外の地方では，事件依頼が減少するのに伴って，「特許権等に関する訴え」を扱える弁護士・弁理士等の専門家が育たなくなるおそれが大きい。

しかして，当事者にとって，「特許権等に関する訴え」の相談や事件に対応で

きる身近な弁護士・弁理士等の専門家の不在は、地方在住者の知的財産権関係訴訟への対応を困難にさせることはもとより、知的財産権そのものについての相談者を失う結果を招き、知的財産権の健全な育成を妨げ、ひいては地域の振興をも阻害しかねない状態を招くことになる。

#### 4 専属管轄化と専門的処理体制の強化とは、別の問題である。

「特許権等に関する訴え」の東京・大阪両地裁への専属管轄化が、両地裁の専門部の専門的処理体制の強化の方策として述べられているが、両地裁の専門部の専門的処理体制の強化は、現在の競合管轄制度の下でも十分可能なことであり、また現になされていることであって、両地裁への専属管轄化とは別の問題である。

#### 5 國際的戦略の必要性も、専属管轄化の理由となるものではない。

「特許権等に関する訴え」の充実・迅速化について、「各國とも國際的戦略の一部として位置付け、これを推進するための各種方策を講じているところであり、我が国としても、こうした動向を踏まえ、政府全体として取り組むべき最重要課題の一つとして位置付ける必要がある。」との考えがあるが、言うまでもなく「特許権等に関する訴え」の全てが國際的戦略の範疇に含まれる訳ではなく、国内の企業同士の訴訟が大半であり、しかも地方の企業同士の訴訟も多数存在するのであって、このことも東京・大阪両地裁への専属管轄化の理由となるものではない。

現に、外国のごく一部には一極集中の例もあるが、少なくとも第一審については、米国、ドイツ等多くの先進国では各地方裁判所が「特許権等に関する訴え」を取り扱っており、専属管轄はむしろ例外である。

#### 6 司法改革との関係

司法制度改革推進本部は、法科大学院の設置や法曹人口の増加を前提として、その制度改革に取り組んでおり、また弁理士法の改正により、能力担保措置を講じた上での弁護士との共同訴訟代理権を付与することとなっており、弁理士人口も4年前に比べて倍増するなど、その増加策は具体化されている。

以上のとおり、「特許権等に関する訴え」の東京・大阪両地裁への専属管轄化は国民の裁判を受ける権利を侵害するおそれが大きいばかりでなく、裁判所へのアクセス拡充の理念にも反し、また知的財産権の健全な育成や地域産業の振興をも阻害しかねないものであり、少なくとも地方在住者の訴訟提起やアクセス確保に著しい障害を与えない制度（例えば、全国の高等裁判所や高等裁判所支部のある地方裁判所にも訴訟提起できる制度）でなければならない。

〔補足意見〕

仮に東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の専属管轄化をやむをえないものとして認めるとしても、それは、裁判所の人的・物的設備の現状の制約からくるものである。

法科大学院の設置や法曹人口の増加を前提として、その制度改革が進行していること、弁理士法の改正により、能力担保措置を講じた上で弁護士との共同訴訟代理権を付与することとなっており、弁理士人口も4年前に比べて倍増するなど事情を踏まえ、全国レベルで専門処理体制を充実させるまでの5年程度の时限立法とすべきである。あるいは、5年をメドに見直すこととするべきである。

また、専属管轄化による、問題をできるだけ少なくするように、次のような提案をする。

#### （提案）

特許・実用新案侵害事件は東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が第一審専属管轄を有するが、一定の条件を満たす場合、例えば原告と原告代理人がともに東京、大阪以外の高裁管轄地域に所在する場合には、東京又は大阪地方裁判所は他の高裁所在地の裁判所施設内で裁判を行うものとする。

#### （理由）

専属管轄により東京、大阪の専門部裁判所が事件を扱うとしても、どこで法廷を開くかについては別の配慮があってよい。

東京、大阪以外の権利者が裁判所に容易にアクセスできるようにすることは当然配慮されるべきである。

将来は、地方の活性化によって地方の事件も増える可能性がある。

特許・実用新案事件を扱う裁判が東京と大阪でしか開かれないと、知的財産権を重視する政策と整合しない。

代理人が東京、大阪に集中している現状では、裁判を東京、大阪以外で行うべき事件はそれ程多くないと考えられる。又、弁論準備手続期日をTV会議で行えるようにし、単なる手続処理だけの期日はTV会議で行い、実質的な議論が行われる期日は裁判官が出張して審理を行うようにすれば、この提案は裁判所にとって特に大きな負担とはならないと考えられる。将来的には地方の事件が増えた場合に対応できる体制を整備、充実させるべきである。

（注2）特許権等に関する訴えの控訴事件は、東京高等裁判所の管轄に専属するものとする考え方については、なお検討する。

### [意見]

特許権等に関する訴訟事件（以下「知的財産権関係事件」という。）の控訴審を、東京高等裁判所のみに専属管轄化することは反対であり、少なくとも、他に大阪高等裁判所への管轄も認めるべきである。

### [理由]

わが国の知的財産法分野での実情からすると、高等裁判所間で意見が分かれ るような重要な問題については、多様な意見が出されたうえで、最高裁によつて見解が統一されるというプロセスを経る方が議論が深まり望ましいことであつて（例えば、中古ソフトに関する平成14年4月25日最高裁判決を見れば、大阪高裁の判決が最高裁の判断に大きな影響を与えていることは、明らかである）、このような観点からも、控訴審裁判所を一つに限定すべきではない。

また、知的財産権を産業競争力の潤滑油にし知的財産立国を目指すには、司法制度の改革と地域産業の振興等が不可欠であり、今後、地方においても、知的財産権関係の紛争が増加し、種々の立場から理論闘争が展開されるであろうことは容易に予想される。

迅速で健全な紛争処理基盤を確立するためには、東京高裁一元化ではなく、少なくとも、大阪高裁にも管轄を認めることが不可欠というべきである。

### (2) 移送の特例

特許権等に関する訴えについての審理を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所以外の地方裁判所で行うことができるようにするための移送制度を設けるものとする。

（注）移送の要件については、例えば、著しい遅滞又は損害を避けるため必要があると認められる場合に他の地方裁判所に移送することができるものとする考え方などを含め、なお検討するものとし、その結果を踏まえ、移送先の地方裁判所についても、なお検討するものとする。

### [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

専属管轄制度を設ける場合には、柔軟な移送制度を設けるべきである。

例えば、両当事者の同意があった場合には移送を認めることを明記すべきである。

## 第4 簡易裁判所の機能の充実

### 1 少額訴訟に関する特則

少額訴訟に関する特則が適用される事件の範囲を定める訴額の上限額を引き上げるものとする。

#### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。訴額の上限額は50万円ないし60万円とすべきである。

#### 〔理由〕

少額訴訟制度は、経済的利益の小さい事件を簡易、迅速に処理するという簡易裁判所の通常事件よりさらに簡易な手続で、適正な裁判を受ける権利が必ずしも保障されていないことに鑑みれば、簡易裁判所管轄事件の中の例外と捉えるべきで、その範囲は、当然事物管轄より低くすべきである。

もっとも、現行の30万円は、新民事訴訟法成立時の検討過程において、新制度導入にあたっての慎重論があったことから低めに制定した経緯があるので、新民事訴訟法施行後の実績を踏まえ、これを50～60万円に上げることは妥当である。

簡易裁判所の事物管轄の上限の引き上げは、(これを行うとしても、)物価上昇率等の経済指標を考慮した最低限の額にとどめるべきである。

(注) 引上げの額については、簡易裁判所の事物管轄の拡大に関する検討に留意しつつ、なお検討する。

#### 〔意見〕

簡易裁判所の事物管轄の問題と連動させる必要性はない。

#### 〔理由〕

簡易裁判所の事物管轄の拡大に留意する必要はあるが、少額訴訟は本人に申立て処理を委ねるのが妥当かという観点から訴額の上限を画しているのであり、必ずしも連動させる必要はないものである。

## 2 和解に代わる決定

- (1) 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が原告の主張する事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、相当であると認めるときは、後記(3)の期間の経過時から一定の期間（例えば5年）を超えない範囲内において、原告の請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を後記(2)の定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めを付して原告の請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができるものとする。
- (2) (1)の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならないものとする。
- (3) (1)の決定に対しては、当事者は、異議の申立てをすることができ、その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から2週間とするものとする。
- (4) (3)の期間内に異議の申立てがあったときは、(1)の決定は、その効力を失うものとする。
- (5) (3)の期間内に異議の申立てがない場合には、裁判上の和解が成立したときと同様とするものとする。

### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。  
ただし、原告の意見を聞くことを要件とすべきである。

(後注)簡易裁判所における新たな手続として、一定額以下の金銭の支払の請求を目的とする申立てについて、1回の審尋期日において審理を完了し直ちに決定を行うものとする手続（少額審判手続）を設けることについて検討をするものとする。

### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方反対する。

### [理由]

裁判所が行う手続として、正義の理念からはあまりにも遠ざかるおそれがあり、支払を命じられた者の負担が大きく、かえって国民の裁判所に対する信頼を揺るがすことになりかねない。このような簡易すぎる少額審判手続を設ける必要は認められない。

## 第5 裁判所への情報通信技術（ＩＴ）の導入

### 督促手続のオンライン化

督促手続において、インターネットを利用して支払督促の申立てをすることができるものとともに、支払督促の作成等を電磁的方法により行うことができるものとするための所要の手当てを講ずるものとする。

（後注）督促手続以外の民事訴訟に関する手続のオンライン化についても検討をするものとする。

### [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

ただし、利用する国民に不公平とならないように、従来型の方法による手続との関係等について慎重な検討を要する。

## 第6 その他

### 1 電話会議システムを利用した弁論準備手続期日における和解等

裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続が行われる場合において当該期日に出頭しないで当該手続に関与する当事者は、当該期日において、訴えの取下げ、和解並びに請求の放棄及び認諾をできるものとする。

### [意見]

要綱中間試案の考え方賛成する。

ただし，本人訴訟の場合，その意思確認には慎重な配慮をし，その確認方法の手当てをすべきである。

## 2 受命裁判官による文書の証拠調べ

弁論準備手続を行う受命裁判官は，書証の申出（文書提出命令の申立てを除く。）についての裁判を行い，文書の証拠調べをすることができるものとする。

### 〔意見〕

要綱中間試案の考え方賛成する。

### 〔理由〕

成立に争いがある文書についてはいつでも受訴裁判所が原本の提示を求めることができるから，受命裁判官による取調べを認めても特に問題は生じないと考えられる。

なお，新民事訴訟法制定の際，文書の証拠調べも心証形成の重要な場面であることから，意図的に受命裁判官による場合には排除した経緯に鑑み，それを覆すだけの合理性は見いだし難い，との意見もある。

以 上